

平成 24 年 5 月 25 日 理事会 制定

平成 28 年 5 月 27 日 理事会 改正

第 1 章 目的

第 1 条 (目的)

この規程は、定款に定めた諸事項について、適正にかつ効果的に運営することを目的として定める。

第 2 章 (役員)

第 2 条 (理事の担務)

各理事はこの法人の業務を分掌する。理事の分掌事項は原則として次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

- (1) 学会誌
- (2) 論文誌
- (3) JJIAM
- (4) JSIAM Letters
- (5) 年会
- (6) 研究部会
- (7) 表彰
- (8) ネットワーク
- (9) 出版

第 3 章 (委員会等)

第 3 条 (委員会等の設置)

理事会が必要と認めた場合には、会務を明示して委員会を設置することができる。

第 4 条 (委員会)

この法人に以下の委員会を置く。

- (1) 学会誌編集委員会
- (2) 論文誌編集委員会
- (3) JSIAM Letters 編集委員会
- (4) 表彰委員会
- (5) ネットワーク委員会
- (6) 出版委員会

(7) フェロー会議

第5条（委員会等の設置・廃止）

委員会等の設置・廃止は、理事会の決議により実施する。

第6条（委員会等の運営規程）

委員会等を設ける場合には、次の事項を含む規程類を理事会に提案し、承認を得なければならぬ。委員会の規程類を変更する場合も、理事会の承認を得なければいけない。

- (1) 目的、事業内容
- (2) 名称、組織
- (3) 委員の呼称、選定方法、任期
- (4) 運営方法

第7条（委員会の報告）

各委員会等は、その活動報告および活動予定等を、理事会の求めによって理事会に報告する。

第4章（研究部会）

第8条（研究部会の設置）

この法人の対象とする領域に於ける学問または技術の発達を期するために、特定の重要な研究分野に関する研究部会を設置することができる。

第9条（研究部会）

この法人に以下の研究部会を置く。

- (1) ウェーブレット
- (2) 応用カオス
- (3) 応用可積分系
- (4) 折紙工学
- (5) 科学技術計算と数値解析
- (6) 機械学習
- (7) 行列・固有値問題の解法とその応用
- (8) 計算の品質
- (9) 数理医学
- (10) 数理政治学
- (11) 数理設計
- (12) 数理的技法による情報セキュリティ

- (13) 数理ファイナンス
- (14) 数論アルゴリズムとその応用
- (15) メッシュ生成・CAE
- (16) 離散システム
- (17) 連続体力学の数理
- (18) 若手の会
- (19) 環瀬戸内応用数理
- (20) 産業における応用数理

第10条（研究部会の設置・廃止）

研究部会の設置・廃止は、理事会の決議により実施する。

第11条（研究部会の設立申請）

研究部会を設ける場合には、次の事項を含む設立申請書を理事会に提案し、承認を得なければならない。名称等を変更する場合も、理事会の承認を得なければいけない。

- (1) 目的、内容
- (2) 名称、組織
- (3) 活動計画

第12条（研究部会の活動報告）

研究部会は、毎年1度以上、活動報告および活動予定等を理事会に報告する。

第5章（著作権等）

第13条（著作権）

この法人の著作権に関する規程は日本応用数理学会著作権規程による。著作権規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

第14条（プライバシーポリシー）

この法人のプライバシーポリシーに関する規程は、日本応用数理学会プライバシーポリシーによる。プライバシーポリシーの改廃は、理事会の決議により実施する。

第6章（選挙）

第15条（選挙）

この法人の役員を選定、および代表会員の選出に関しては選挙規程で定める。選挙規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

第7章（事務局）

第16条（事務局）

本会の事務を処理するために、事務局長およびその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、会長が任命し、事務全般を掌握する。
- 3 職員は、会長が任命する。

第8章（資産管理）

第17条（資産の種別）

この法人の資産を分けて、基本財産とその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

第18条（資産の管理）

前条の財産は、この法人目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の処分あるいは運用形態の変更を行うときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

第9章（規則の改訂）

第19条（規程）

この規程で別に定めるもののほか、この規程の施行に必要な細則の制定および改廃は、理事会の決議を経て定める。

第20条（改訂）

本規程の改廃は理事会の決議により実施する。